

各 位

太陽光発電設備設置契約における当社販売分計量器の省略について（お知らせ）

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、太陽光発電設備を設置される一部のお客さまについて、当社販売契約の使用電力量を計量するための計量器の設置を省略し、使用電力量をお客さまと協議のうえ決定するよう取扱いを変更させていただくこととなりました。

適用の基準は以下のとおりとなりますが、ご計画の太陽光発電設備が計量器の省略に該当するか否かにつきましては、管轄する当社の営業所までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、当社の事業運営につきまして、ご理解ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

平成 25 年 7 月
九州電力株式会社

1 対象のお客さま

以下の条件を満たすご契約について、当社販売契約の計量器設置を省略し、使用電力量をお客さまとの協議によって定めることとします。

- イ 従量電灯 A、B、C および低圧電力であること
- ロ 太陽光発電設備であること
- ハ 発電設備の定格出力が販売契約の契約容量（電力）を上回ること
- ニ 空き地等に太陽光発電設備のみを設置するケースや、「電気供給約款 附則 5 需要場所についての特別措置」により既設需要と別契約するケースで、設置する負荷設備が発電設備の使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもののみであること
- ホ ニの負荷設備の総容量（従量電灯 B においては希望される契約電流）が、発電設備の定格出力の 10% 以下であること
- ヘ 空コンセントがなく、負荷設備が固定的であること

2 使用量協定に関する申込書提出のお願い

今回の見直しにあたって、使用電力量の協定が必要となることから、対象のお客さまに「使用電力量の決定方法について（申込書）」の提出をお願いいたします。

以 上